

埼玉県サーキュラーエコノミー価値発信広報業務委託仕様書

1 委託業務名

埼玉県サーキュラーエコノミー価値発信広報業務委託

2 業務の目的

原料に再生材を使用しているなどのサーキュラーエコノミー型製品（以下「C E型製品」という。）は、一般的に価格が高く消費者に選択されづらいと言われている。

また、一般の方に、サーキュラーエコノミー（以下「C E」という。）が何かについても浸透していない。

そこで、サーキュラーエコノミーに対する消費者の理解促進及び認知度を高め、消費者がC E型製品等を選択していきやすい気運醸成を図るため、一定の購買力がある20代以上の年齢層及びファミリー層をターゲットとし、C E型製品等について、ロゴマークやP R動画を活用した効果的な発信・広報を実施する。

3 契約期間

契約の日から令和8年3月13日(金)まで

4 業務内容

(1) ロゴマークの作成について

ア ロゴマークに求める条件

- ・C Eをイメージできる配色やデザインであること。
- ・C E型製品等について、効果的に広報することがコンセプトになっていること。
- ・埼玉県をイメージできるデザインであること。
- ・受託者決定後は、企画提案書の提案をもとに、追加で2案以上制作した上で、県と協議の上、最終デザインを決定するものとする。
- ・ロゴマークはそれぞれカラー版及びモノクロ版を作成すること。
- ・ロゴマークの一部にはQ Rコードを含むデザインとすること。
※ただし、Q Rコードを削除しても使用できるデザインとすること
- ・デザインはオリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。
- ・ポスター、チラシ、名刺、各種印刷物、のぼり旗等、様々な場面で活用することを念頭に、大きさ等応用ができるデザインであること。
- ・デザインについては、ユニバーサルデザインに配慮するものであること。

イ ロゴマーク使用に当たってのガイドラインの制作

- ・決定したロゴマーク等を使用するに当たってのガイドラインの制作を行うこと。

(1)ロゴマーク表示色の指定（CMYK値）（カラー・モノクロ含む）

(2)余白（アイソレーションエリア）の設定

(3)最小使用サイズの設定

(4)禁止事項の設定

ウ 成果物等の提出及び納品

制作したロゴマーク等の成果物をA I データ及びP E G、G I Fそれぞれの画像形式データでも提出すること。

ガイドラインについては、電子データで納品すること。

エ 納品期限

① 決定したロゴマークの各種データ 令和7年7月11日（金）

② ガイドライン 令和7年7月31日（木）

（２）C E型製品等を含めたC Eに関する取組等の広報実施について

ア P R動画の制作

- ・C Eに関する取組等を効果的に取り上げるとともに、消費者向けにC Eに関する取組への理解が深まり、C E型製品の購入等を促す動画を制作する。
- ・C Eを認知していない県民が、C Eに関心を持ち、C E型の製品の購入意識等を高めていくことを目的とする。
- ・企画提案時には、動画の構成案、イメージ画像等を用いた提案を行うものとする。
- ・デジタルサイネージ、S N Sなど様々な媒体で放映可能であり、県が長期間幅広く活用できる動画とし、音声ありとなしのものをそれぞれ制作すること。
- ・モデル等の出演者を起用して撮影・制作を行う場合は、事前に県と協議の上、決定すること。

（a）仕様

- ・データ形式：m p 4 又はm o v 等
- ・縦横比：1 6 ： 9
- ・画質：1 9 2 0 × 1 0 8 0 以上
- ・作成本数：1 5 秒版× 1 本、3 0 秒版× 1 本
- ・使用期限：無期限

（b）撮影

企画に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。

次の内容は、本業務に含むものとする。

- ・資料及び素材の収集
- ・肖像権や著作権について必要な手続き
- ・出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請
- ・使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担
- ・撮影に使用する機材及び消耗品等の費用の負担

(c) 編集・校正

- ・映像の加工、編集、BGM、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。
- ・使用する映像、写真等は原則本業務において新規撮影したものとするが、協議の上、委託者及び受託者が所有する写真等又は他者から提供を受けた写真を使用することを認める。ただし、他者から提供を受ける際に生じる権利上の手続き等は受託者において行うこと。
- ・BGMとして使用する素材の使用については、著作権上の問題が生じないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。
- ・編集した動画案制作後の校正は、1本につき3回以上とする。

(d) 修正

- ・受託者は、納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常に放映できる状態となるまで対応すること。
- ・県からの要望に基づき、縮尺やファイル形式等の変更に柔軟に対応すること。

イ WEB広告の実施

「2 業務目的」を達成するため、4 (2) アで制作した動画を活用し、WEB広告を実施する。提案に当たっては、広告の提出先、期間及び想定されるリーチ数等数量的データを提示し、より効果的な手法を提案すること。

なお、対象エリアは埼玉県内を中心とした首都圏エリアとする。

(3) 結果報告書の作成

4 (1) から (2) の実施内容・結果をまとめ、報告すること。

5 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意し、疑義が生じない内容とすること。
- (2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 本業務の成果物等に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、原則として全て県に帰属するものとする。また、本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作者人格権を行使しないものとする。

6 その他

- (1) 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者及び作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。
- (2) 受託期間中は、担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

- (3) 事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。
- (4) 受託者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜県に報告すること。
また、必要に応じて委託者と受託者の打ち合わせの場を設けること。

7 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受託者等は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (8) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。